

令和3年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
鳥取市公共空地施設維持管理業務委託	指摘事項	都市環境課	<p>●仕様書による委託内容の明確化について</p> <p>業務実績報告書には、公共空地のすべての「遊具施設」については巡視を行った旨及びその劣化状態等の記載がされていたが、その他の「水飲」「照明器具」「砂場」については巡視及び劣化状態等の記載がなく、結果として報告がなされていない。</p> <p>また、本委託事業は、契約に際し仕様書の作成がなされていない。仕様書がなく、最低限履行すべき内容の取り決め（巡視の頻度など）がないため、結果として報告が十分になされないことにつながっていると考え。仕様書を作成し、最低限履行すべき委託内容を明確化すべきである。</p>	<p>施設巡視点検報告については、令和3年度実施事業から報告を求めることとしました。</p> <p>仕様書については、令和4年度契約書に添付し、適切な業務の遂行が図れるよう努めます。</p>	R4.4.27
	指摘事項		<p>●公文書の公印省略について</p> <p>委託料額確定通知書は鳥取市文書取扱規程第32条第2項第2号「市又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書」に該当するため、公印の押印を省略すべきではない。</p>	<p>令和3年度実施業務より適正に処理するようにしました。</p>	R4.4.27
鳥取市協働による芝生化維持管理業務委託	指摘事項	都市環境課	<p>●経費実績の未把握について</p> <p>委託料の額の確定にあたり、その事業の支出経費の実績額の精査は、最も基本的な作業である。鳥取市公園・スポーツ施設協会への経理指導を行い、事業単独での経費実績を徴取し、正確な委託料の額の確定作業を行うべきである。</p>	<p>令和3年度業務実績より事業毎の経費実績となるように指導を行いました。</p>	R4.4.27
	指摘事項	都市環境課 総務課	<p>●委託料の額の確定通知の遺漏及び事後作成の不適切な公文書について</p> <p>委託料の額の確定にあたっては、委託契約書第10条において「業務完了後は、検査ののち委託料の額の確定を行い、法人に通知する必要がある」と規定されているが、鳥取市公園・スポーツ施設協会への委託料の額の確定通知を行っていなかった。</p> <p>なお、このことを所管課に指摘したところ、所管課は法人への通知を行った。しかし、その通知書は令和3年3月31日付で実際の通知日から日付の遡及がなされていること、文書番号の採番がないこと、公印の押印が省略されていることなど、公文書としての効力に疑問を呈さざるを得ないものである。公文書の信用を失う行為であるため、適正文書事務の執行のため、根本的に内部統制を見直すべきである。</p>	<p>各職員が事務処理に関連する規定や条例等を再確認し、適切な事務処理に努めるとともに、決裁時に起案内容の再確認を行い決裁を行うこととします。</p> <p>内部統制の強化については、令和6年度の体制整備に向け検討を進めていきます。</p>	R4.4.27

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
鳥取市スポーツ広場 芝刈業務委託	指摘事項	生涯学習・スポーツ課 総務課	<p>●契約日の遡及について</p> <p>委託に際し、3者から見積書を徴取し、最低価格を提示した鳥取市公園・スポーツ施設協会との契約を行ったが、3者の見積書の提出日がすべて「令和2年4月10日」であるのに対し、協会との委託契約日が「令和2年4月1日」となっており、日付が遡及していた。</p> <p>今後の契約書の作成において、適正な契約事務が執られるよう内部統制を強化すべきである。</p>	<p>適正な事務執行については課内で周知を行っており、令和3年度契約分（令和3年4月1日契約済み）については遡及とならないよう係内でチェックし、事務執行をおこないました。今後についても、改めて3月14日に重ねて課内周知し再発防止に努めています。</p> <p>内部統制の強化については、令和6年度の体制整備に向け検討を進めていきます。</p>	R4.4.27
人権とっとり講座実施業務委託	指摘事項	人権推進課	<p>●検査及び額の確定作業等の明文化について</p> <p>委託費の返納については、鳥取市人権情報センターから提出された「業務完了通知書」「精算書」に記載された金額について精査せず、検査、委託料の額の確定及びその通知が行われず、結果として鳥取市人権情報センターが提出した金額のまま返納処理した。検査や委託料の額の確定作業を行わなかったのは、「委託契約書に検査及び額の確定通知を行う旨の条項を設けていないため『委託業務完了通知書』『精算書』等の提出による実績報告をもって精算している」とのことだが、精算（返納）を行う上は、契約書に条項がないことは理由にならず、むしろ契約書の内容の瑕疵を疑うべきである。今後は、契約書に検査、額の確定に関する条項を追加し、適正な委託料の支出に努められたい。</p>	<p>令和4年度の契約から、契約書に、委託先から業務完了の通知を受けたときは速やかに業務の完了を確認するための検査を行い、額を確定し検査結果を通知する旨の検査に関する条項を追加し、適正な委託料の支出に努めます。</p>	R4.4.27
世界人権宣言推進事業実施業務委託	指摘事項	人権推進課	<p>●検査及び額の確定作業等の明文化について</p> <p>鳥取市人権情報センターから提出された「業務完了通知書」「精算書」を受領したのみで、それに記載された金額について精査せず、検査、委託料の額の確定及びその通知を行わなかった。検査や委託料の額の確定作業を行わなかったのは、「委託契約書に検査及び額の確定通知を行う旨の条項を設けていないため『委託業務完了通知書』『精算書』等の提出による実績報告をもって精算している」とのことだが、契約書に条項がないことは理由にならず、むしろ契約書の内容の瑕疵を疑うべきである。今後は、契約書に検査、額の確定に関する条項を追加し、適正な委託料の支出に努められたい。</p>	<p>令和4年度の契約から、契約書に、委託先から業務完了の通知を受けたときは速やかに業務の完了を確認するための検査を行い、額を確定し検査結果を通知する旨の検査に関する条項を追加し、適正な委託料の支出に努めます。また、令和3年度の本業務委託については、委託先から業務完了の通知を受け、業務完了の検査、額の確定を行い、検査結果を通知しました。</p>	R4.4.27
鳥取市歴史博物館特別展示室展示ケース調湿材購入負担金	意見	文化財課	<p>●負担金措置の是非について</p> <p>調湿材の購入は、設備（展示ケース）の劣化や損傷部分等を実用上支障のない状態まで回復させる行為ではない。あくまで平常稼働のための性能等の維持の範疇において、定期交換を前提とする消耗品の購入であり、「施設の修繕」には該当しない。この負担金は、基本協定書別紙2「甲と乙との責任分担事項」の「施設の修繕」を根拠とすることはできないと考えられる。</p> <p>併せて基本協定書を確認したところ、調湿材の購入費を市の負担とすべき条項や項目は存在しないこともわかった。結果として、この負担金の制度上の位置付けが不明瞭なものとなっていると考えられるため、この調湿材の購入費用の負担の根拠を明確化し、制度設計をしていくことが望まれる。</p>	<p>指摘を踏まえ、「機能維持に係る高額な消耗品」についての責任分担事項を明確化した運用を行います。また、次回指定管理者の募集にあたって基本協定を見直します。</p>	R4.4.27

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
鳥取市因幡万葉歴史館企画運営事業	指摘事項	文化財課	<p>●公文書の公印省略について</p> <p>「令和2年度鳥取市因幡万葉歴史館企画運営事業額の確定及び不用額の返納について（通知）（令和3年3月31日発教文第687号）」の公印の押印が省略される方法で発信されていた。本通知は、鳥取市文書取扱規程第32条第2項第2号「市又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書」に該当するため、公印の押印を省略すべきではない。</p>	令和3年度分より改善しました。	R4.4.27
一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金	指摘事項	企業立地・支援課	<p>●補助金の未返納について</p> <p>鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンターの正味財産増減計算書の「経常費用」の額（99,385,896円）から受取補助金以外の「経常収益」の額（104,606,749-9,630,000=94,976,749円）を差し引いた金額は4,409,147円となり、その金額が受け取るべき補助金の額と推測されるが、実際の補助金の額の確定額は交付決定額と同額の9,630,000円となっており、過大に補助金を受け取っていることが判明した。</p> <p>可及的速やかに、補助金の額を精査し、過大となっている補助金の返納を行うべきである。</p>	令和4年3月16日付けで補助金交付決定の一部取り消し、同日、補助金等の返還命令を行い、令和4年3月29日に入金を確認しました。	R4.4.27
鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金（買い物福祉サービス支援事業）	意見	佐治町総合支所地域振興課	<p>●収支差額について</p> <p>補助対象経費の人件費、販売費、運営費の合計2,755,155円に対して、補助金2,500,000円が交付されているが、補助金を交付することにより、結果として収支差額が272,817円のプラスとなっている。販売収入がある場合には、販売による利益部分についても事業経費に充当し、不足分を補助金で補填すべきである。</p> <p>補助金は市民からの税収入の公金であるという認識から、収入がある場合には、補助対象経費からすべての収入を控除し、不足分に対して補助金を交付する方法への変更を検討する必要がある。</p>	令和3年度実績報告時より販売収入を確認し、収支差額がプラスになる場合は、利益部分も補助対象経費に充当し、不足分のみ補助金で補填する方法としました。	R4.4.27
指定管理料	意見	農政企画課	<p>●新型コロナ休業に係る指定管理料について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、鳥取市の要請により休業措置を講じた指定管理施設に対して、市は5月の休業期間（5月1日から17日まで）の必要経費不足分を指定管理料として支払っているが、鹿野そば道場、鹿野おもしろ市場については、5月の指定管理料の金額が5月の人件費・販管費の合計額を超過しており、5月の経費実績よりも指定管理料の支払いが多い状況となっている。</p> <p>指定管理料という名目ではあるが、本来見込まれる収益の補償ではなく、実態は施設の休業に伴う費用の補填であると考えられることから、5月の休業期間（5月1日から17日まで）の人件費・経費の実績額に基づいて指定管理料の支払を行うか、見込み額に基づいて支払うのであれば、実績額をもとに精算を行うことが望ましい。</p>	<p>現在、新型コロナ休業に係る指定管理者への支援は、概ね半期ごとに精算を行い実績額をもとに指定管理料を上乗せする方式としています。</p> <p>今後、同様のコロナ関連支援事業を行う際には、適切な時期に適切な指定管理料を拠出することとし、見込みに基づいて支払いを行う場合は、実績との差異がある場合は速やかに市と協議するよう依頼を行いました。</p>	R4.4.27

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
文化芸術入門講座動画制作業務委託	指摘事項	文化交流課	<p>●委託業務の実態と関係書類との不整合について</p> <p>収録動画の放送については、3月収録分の最終収録日が令和3年3月29日となったため、収録動画の放送が年度内に完了できない状況となった。そのため、双方で協議し、収録動画の放送のうち3月収録分の放送については、鳥取テレビの自主放送枠の中で実施することを双方合意し、3月収録分の放送を仕様から外す協議書が令和3年3月18日付で作成されている。</p> <p>しかし、鳥取テレビから3月収録分の放送を令和3年4月放送予定と記載された業務委託完了報告書が令和3年3月31日付で提出されており、協議書と業務委託完了報告書との間に不整合が生じている。業務の実態と関係書類との間に齟齬が生じないよう、今後は、所管課において業務完了報告書に記載の業務委託内容の確認を行う必要がある。</p>	<p>今後は適切な業務委託内容の設定及び適正な関係書類の整備に努めます。</p> <p>また、指摘事項について、今後の事務を適正に処理するよう、課内に周知徹底しました。</p>	R4.4.27
	指摘事項		<p>●委託金額の減額について</p> <p>当該委託業務の収録動画の放送のうち3月収録分の放送については、収録動画の放送が年度内に完了できない状況となったため、鳥取テレビの自主放送枠の中で実施することを双方合意し、仕様から外す協議書が作成されている。当初の委託業務内容から3月収録分の放送業務が減少していることから、減少した放送分に係る委託費の減額を検討する必要があったものと考えられる。今後は、委託業務内容を変更する場合には、委託金額の変更の可否を併せて検討することが望まれる。</p>	<p>今後は進捗管理を徹底するとともに、委託業務内容の変更にあたっては、委託金額変更の可否を含めて検討し、適切な契約手続きに努めます。</p>	R4.4.27
	意見		<p>●協議書の押印について</p> <p>3月収録分の放送を仕様から外す協議書には、所管課の課長の個人印が押印されている。協議書の内容は、委託契約の仕様を変更するものであり、委託契約の変更契約書と同様の書類と考えられる。また、外部の法人と取り交わす書類であることから、協議書への押印は、委託契約書に押印されている市長の印又は所管課の課長の公印を押印することが望ましい。</p>	<p>今後は適正な書類の整備に努めます。</p> <p>また、本意見内容について、課内に情報提供し、周知徹底しました。</p>	R4.4.27
鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針番組制作・放送に関する業務委託	指摘事項	教育総務課	<p>●委託業務の完了確認について</p> <p>当該委託業務の契約期間の終期は令和3年3月31日であるが、実際には委託業務の全部が完了するのは、委託業務の一部であるケーブルテレビの番組放送がすべて完了した令和3年4月3日であることが業務委託完了報告書より判明した。しかし、鳥取テレビからは業務完了日が令和3年3月31日とされた業務委託完了報告書及び令和3年3月31日検査済と記載された業務完了通知書が提出されている。委託業務の一部であるケーブルテレビでの放送予定の段階で業務完了の確認を行うのではなく、実際にすべての放送業務が完了した日（4月3日）以降に業務完了報告を受け、業務完了の確認を行う必要がある。</p>	<p>この度は、当該委託業務の初回放送が令和3年3月31日までに実施されかつ再放送の放送業務の履行を確認できる状態であったため業務完了としました。</p> <p>今後は指摘事項のとおり再放送を含む放送業務を年度内に業務完了となるよう、受託先と十分に確認し業務の履行に努めます。</p> <p>なお、指摘事項について、今後の事務を適正に処理するよう、課内に周知徹底しました。</p>	R4.4.27

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
	指摘事項		<p>●<u>変更契約の締結</u>について</p> <p>当該委託業務は委託契約の締結が令和3年3月11日であり、履行期限である3月31日までの期間が非常に短いため、ケーブルテレビでの番組放送を履行期限までに完了できないことが想定される。そのため、履行期限までに業務を完了できないことが想定される場合は、履行期限を延長する変更契約を締結する必要がある。</p>	<p>今後は業務履行に必要な期間を想定した契約となるよう、適切な事務に努めます。なお、指摘事項について、今後の事務を適正に処理するよう、課内に周知徹底しました。</p>	R4.4.27
鳥取市高齢者介護予防支援バス運行事業委託	指摘事項	長寿社会課	<p>●<u>収支決算書における消費税計算誤り</u>について</p> <p>リース債務の返済支出1,626,240円に係る消費税を支出に係る消費税に含めていないため、その消費税分、租税公課として経費に計上される金額が過大となっている。リース債務の返済支出に係る消費税を、支出に係る消費税に含めて消費税の金額を再計算すると、租税公課が162,700円減少し、委託料の金額も同額減少するため、結果として、委託料を過大に交付していたことになる。今後は、委託事業に係る消費税の計算が正しく行われていることを検査時に確認し、委託料の金額が適切に計算されるように留意する必要がある。</p>	<p>過大に交付していたとされる令和2年度委託料162,700円について、R4.3.14に委託事業者から返金されたことを確認しました。今後は適切に処理するよう努めます。</p>	R4.4.27
公共交通機関等利用助成事業委託	意見	長寿社会課	<p>●<u>概算払い</u>について</p> <p>当該委託業務の精算額は、第1回の概算払い額2,079,000円よりも少ない1,185,798円となっており、第2回、第3回の概算払いは必要なかったと考えられる。</p> <p>概算払いは、委託期間の中途において、委託業務の実施に要する経費の一部を委託先に支払うものであり、市は概算払いによる交付を求める委託先に対し、概算払いの必要性を示すように求め、概算払いの必要性が乏しい場合には、不要な概算払いを行わないように、概算払いの必要性を慎重に検討する必要がある。</p>	<p>令和3年度は、委託事業者とバス予約状況や予算執行状況について連絡相談しあい、第3回以降の概算払いは不必要として支払を取り止めました。コロナウイルス感染状況によっては予約が全てキャンセルになることもあり見込みが立てにくいこともありますが、引き続き適切な支払に努めます。</p>	R4.4.27
ふれあいのまちづくり事業補助金	指摘事項	地域福祉課	<p>●<u>変更承認の未実施</u>について</p> <p>当該補助金は、補助金の2割を超える減額が発生しているにもかかわらず、変更承認申請書が未提出のまま、実績報告書を受領し、補助金額の確定を行っている。今後は、補助事業者に対して、未執行額の発生が予想される場合には、遅くとも事業完了予定日までに変更承認申請書を提出するよう指導し、変更承認を行う必要がある。</p>	<p>補助金の2割を超えない減額までは、変更承認を要しないように補助金交付要綱を改正するとともに、補助金の2割を超える減額が生じる場合は、速やかに変更承認申請書を提出するよう、補助事業者へ指導を行いました。</p>	R4.4.27
地域福祉基金事業補助金	指摘事項	地域福祉課	<p>●<u>変更承認の未実施</u>について</p> <p>当該補助金の補助金交付要綱では、補助金の2割を超える減額には変更承認申請が必要と規定されているが、補助金の2割を超える減額が発生しているにもかかわらず、変更承認申請書が未提出のまま、実績報告書を受領し、補助金額の確定を行っている。今後は、補助事業者に対して、未執行額の発生が予想される場合には、遅くとも事業完了予定日までに変更承認申請書を提出するよう指導し、変更承認を行う必要がある。</p>	<p>補助金の2割を超える減額が生じる場合は、速やかに変更承認申請書を提出するよう、補助事業者へ指導を行いました。</p>	R4.4.27

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
福祉ボランティアのまちづくり事業補助金	指摘事項	長寿社会課	<p>●変更承認の未実施について</p> <p>当該補助金の補助金交付要綱では、補助金の2割を超える減額には変更承認申請が必要と規定されているが、補助金の2割を超える減額が発生しているにもかかわらず、変更承認申請書が未提出のまま、実績報告書を受領し、補助金額の確定を行っている。今後は、補助事業者に対して、補助金の執行状況を適時に確認するとともに、2割を超える減額が見込まれるような状況であれば、遅くとも事業完了予定日までに変更承認申請書を提出するよう指導し、変更承認を行う必要がある。</p>	令和3年度より補助先の要綱（ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱）が改正されました。令和2年度までサロンへの助成金を返還する規定はありませんでしたが、実施回数に応じて返還金額が定められました。そのため、新型コロナウイルス感染症等の影響で実施回数が減少した場合、一度支給していても返還が生じる可能性があります。サロンより実施報告書が提出される年度末まで返還金額が確定しないことから、補助金交付要綱より2割を超える減額には変更承認が必要との規定を削除しました。補助金の執行状況については適時確認するよう努めます。	R4.4.27
鳥取市地域福祉相談センター業務委託	指摘事項	地域福祉課	<p>●検査年月日について</p> <p>当該委託業務の実績報告書に記載されている提出年月日は令和3年4月1日となっている。これに対し、所管課が作成している検査復命書に記載されている検査年月日は令和3年3月31日となっており、実績報告書の提出前に検査が行われていたことになる。委託業務の契約期間の終了日である3月31日を検査年月日として記載するのではなく、検査の実態に即した実際の検査日を検査復命書に記入する必要がある。</p>	年度単位の事業であり、令和3年度事業において是正を図るため、事業者と報告時期、検査実施時期の調整を行いました。	R4.4.27
鳥取市生活管理指導短期宿泊事業委託	指摘事項	長寿社会課	<p>●利用日数を超えた利用について</p> <p>令和2年度の各月の事業報告書を閲覧したところ、利用可能日数の年21日の制限を超え、2月に20日、3月に19日の計39日利用している利用者が見受けられた。これは、次のサービスにつなぐまでは利用延長が必要と判断したとのことだが、実施要綱の記載のとおり、市長が特に必要であると認めた場合は利用可能日数を超えて利用可能となるため、市長が必要であると認めた書類を作成し、保管する必要がある。</p>	利用延長が必要であると認めた書類を作成し、所定の簿冊に保管するようにはしました。	R4.4.27
母子生活支援施設「つくし」指定管理料	指摘事項	こども家庭相談センター	<p>●実績報告書の提出期限の遵守について</p> <p>実績報告書の提出期限は、鳥取市母子生活支援施設指定管理者仕様書において、毎年度終了後30日以内に実績報告を行わなければならないとされているが、当該指定管理に係る実績報告書は令和3年5月19日に提出されている。新型コロナウイルス感染症予防に対応するための業務が一定期間に集中して増えたため、実績報告書の提出時期に間に合わなかったとのことであるが、平成31年度の実績報告書の提出も令和2年5月15日であり、2年連続で実績報告書の提出が遅れているため、今後は実績報告書の提出期限を遵守させる必要がある。</p>	指定管理者と協議を行い、30日以内の提出は困難であることから「毎年度終了後45日以内」と変更するため、R4.3.11付けで基本協定の一部変更協定を締結しました。	R4.4.27

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
公益社団法人鳥取市 シルバー人材セン ター補助金	意見	経済・雇用戦 略課	<p>●<u>収支差額が黒字の場合の対応について</u></p> <p>令和2年度決算においては、当期経常増減額が1,391,449円の黒字となっており、市の補助金交付要綱によれば、補助金を返還することになるが、シルバー人材センターに係る国の補助金は精算制度ではないため、市が当該年度の収支決算が終わった後に、黒字となったことを理由に補助金の返還を求めて、補助金を減額したとすると、国の補助金額との間に相違が生じ、国に虚偽の補助金申請をしたことになるため、市はシルバー人材センターに補助金の返還を求めているとのことである。</p> <p>当該補助金の用途は費用の補填であり、赤字部分を補うだけで足り、黒字部分に充てるべきではない。法人が黒字になった場合の補助金の返還や、次年度の減額といった適正な補助金額の算定における扱いについて、補助金の交付要綱に明記することの検討が必要である。</p>	<p>「鳥取市シルバー人材センター補助金支払事務取扱要領」を制定（令和4年4月1日施行）し、補助金額の算定における扱いを公益社団法人鳥取市シルバー人材センター特定費用準備資金等取扱規則第2条第1号に規定する特定費用準備資金及び同条第2号に規定する特定資産取得・改良資金として積み立てるための額並びに翌年度に公益目的事業の拡大等による損失に充当する額を算定することができると決めました。</p>	R4.4.27